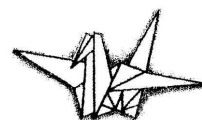


原爆症認定を求めるノーモア・ヒバクシャ訴訟



国が被爆者援護法の精神に則った原爆症認定を行うよう、
裁判所の公正な判断を要請する署名



広島高等裁判所（２０１８年２月９日）と名古屋高等裁判所（２０１８年３月７日）が言い渡した判決に対し、国・厚生労働省は、両裁判所の勝訴判決の被爆者原告について、原爆症認定の要件である「要医療性」についての判断を不服として、上告受理申立を行いました。

広島高等裁判所は、「概ね当該申請疾病の予後として悪化や再発が予想され、そのような状況になったときにその状況に応じた的確に積極的な治療を行うべく経過観察を実施している場合は、被爆者援護法にいう『診察』を要する状態、すなわち要医療性がある」と判断し、１審の広島地裁の勝訴判決を維持しました。

名古屋高等裁判所は、『医療』は、積極的な治療を伴うか否かを問うべきではなく、被爆者が経過観察のために通院している場合であっても、認定に係る負傷または疾病が『現に医療を要する状態にある』と認めるのが相当である」と判断し、要医療性を認めなかった１審の名古屋地裁判決を覆し、逆転勝訴判決を言い渡しました。

両裁判所が判示した原爆症認定における「要医療性」についての判断は、被爆者援護法の精神に則ったものであり、原爆被害の実態、被爆者の実情を踏まえたものです。

原爆症認定を求める「ノーモア・ヒバクシャ訴訟」は、平均年齢が８０歳を超えた被爆者が、広島・長崎の原爆で無残に殺された原爆死没者、その後亡くなった被爆者に代わって、原爆被害を狭く、小さく、軽くみる国の方針を変え、原爆被害の実相を明らかにさせることを、生き残ったものの使命としてたたかっている裁判です。

私たちは、被爆者たちのこの人生をかけた願いを、裁判所がご理解くださり、原爆被害の実態を正しくみて、公正な判断をされるよう要請します。

最高裁判所 第三小法廷 御中

氏 名	住 所

（この署名は本目的以外には使用しません）

日本原水爆被害者団体協議会

ノーモア・ヒバクシャ訴訟全国原告団 ノーモア・ヒバクシャ訴訟全国弁護団
あいち被爆者支援ネットワーク 被爆者支援広島ネットワーク